

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第卷十五第

月一年五十和昭

論叢

波動内在性の分析……………文學博士 高田保馬

東亞綜合體の原理……………經濟學博士 谷口吉彦

時論

華興商業銀行券の機能……………經濟學士 徳永清行

研究

ナチス社會主義に於ける勞働觀……………經濟學士 中川與之助

ドイツ封建制末期に於ける保險機構の變容……………經濟學士 佐波宣平

下請制工業に於ける最近の變化……………經濟學士 田杉競

聖トマスの法と愛について……………經濟學士 澤崎堅造

說苑

財閥的大コンツェルンに就て……………經濟學士 大塚一期

附錄

彙報

外國雜誌論題

時論

華興商業銀行券の機能

德永清行

一 華興券の發行

華興商業銀行の設立は昭和十四年五月一日であつた。南京に本店を置くやにも傳えられたが、現實には本店を上海、寶樂安路二號 (No. 2 Parooh Road) (假事務所) に設けて五月十六日開業し、南京には分行を置き五月二十六日開業してゐる。名稱は日華同一名にして英名を The Hua Hsing Commercial Bank とし、同行發行券たる華興券、華幣は記號表示を HHS とする。同行の組織は股份有限公司 (株式會社) であり、國籍は中華民國維新政府に屬する法人である。而して資本金は華幣五千萬圓、全額を英貨及米貨を以てせる拂込濟であり、出資者としては支那民間側並に第三國側の好意的參加を拒絶するものではないが取敢ず中華民國維新政府二千五百萬圓、日本側六銀行二千五百萬圓の出資である。因みに日本側六銀行は上海に支店の在る日本六大銀行の參加する所となつたのであるが、橫濱正金銀行が其條例に依り株式引受が禁ぜられて居るので、株式會社日本興業銀行が代理して

1) 十月二十三日より元香上銀行虹口支店に本據を移すことになつた。

引受をなしたのである。出資割合は株式會社日本興業銀行が五百萬圓にして、朝鮮銀行、株式會社臺灣銀行、株式會社三井銀行、株式會社三菱銀行、株式會社住友銀行が各々四百萬圓宛となつてゐる。

華興商業銀行は華興商業銀行暫行條例（中華民國二十八年四月二十二日附行政院令、五月一日公布）を根據法とするものにして、外國貿易金融其他の銀行業務を營む商業銀行であり、蒙疆に於ける蒙疆銀行、北支に於ける中國聯合準備銀行とは趣を異にし、中央銀行ではない。ただし政府の委託に依り國庫及び國債事務を取扱ふことは出来る。²⁾而して華興商業銀行は政府より兌換券及び輔幣券發行の特權が賦與されてゐる。

華興商業銀行暫行條例

第六條 華興商業銀行ハ命令ノ定ムル所ニ依リ兌換券及輔幣券ヲ發行スルコトヲ得

華興商業銀行定款

第十六條 本行ハ政府ヨリ賦與セラレタル特權ニ基キ兌換券及輔幣券ヲ發行スルコトヲ得

其ノ發行狀況ニ付テハ毎旬一回政府ニ報告ス可キモノトス

この華興商業銀行に賦與された特權を北支のそれと比較して見れば、

蒙疆銀行條例第三條 蒙疆銀行ハ蒙疆聯合委員會（現在ハ蒙古聯合自治政府）ノ委託ニ基キ貨幣ノ製造及發行ヲナス
中國聯合準備銀行條例第九條 政府ハ中國聯合準備銀行ニ對シ貨幣ノ鑄造及發行ノ特權ヲ賦與ス

となつてゐる。蒙疆券の發行は蒙疆銀行が蒙疆聯合委員會即ち現在ハ蒙古聯合自治政府の委託に基いて之を行つてゐるのであり、その關係は滿洲國と同様であつて、固より貨幣の製造及び發行の權は政府に屬してゐる。而して中國聯合準備銀行にありては政府から賦與された特權に基き貨幣の製造及び發行をするのであるから、用語上は滿洲國及蒙古聯合自治政府のそれと臨時政府とを比較すれば、一は政府の委託に基き一は政府より特權を賦與

2) 第一條 華興商業銀行ハ株式會社組織トシ外國貿易金融其他ノ銀行業務ヲ營ムヲ以テ目的トス
第七條 華興商業銀行ハ政府ノ委託ニ依リ國庫及國債事務ノ全部又一部ヲ代理スルコトヲ得
3) 滿洲國貨幣法第一條 貨幣ノ製造及發行ノ權ハ政府ニ屬シ、滿洲中央銀行ヲシ

されて貨幣の製造及發行をするのであるが、元來等しく通貨發行權は當該政府に屬するものであり、夫々の中央銀行たる滿洲中央銀行、蒙疆銀行並に中國聯合準備銀行をして貨幣を製造し發行せしむる譯である。かかる立場よりすれば維新政府管轄下の中支における華興商業銀行も華興券發行の特權を賦與されてゐるが、それは臨時政府管轄區域に於ける聯合準備銀行が滿洲國の滿洲中央銀行、蒙疆地域の蒙疆銀行と同様に、中央銀行として貨幣の製造及び發行をなし得るに反し、中央銀行に非ざる商業銀行としての華興商業銀行に於ては賦與せられたる特權は制約されてそれは兌換券を發行するのである。兌換券なる角度に於て之を見る時は日本銀行の發行する所が兌換券であるが、華興商業銀行は中央銀行でなく謂はば日本に於ける横濱正金銀行の如き立場に於て發行するのである。又日本銀行券は兌換券なりと稱するも今日では周知の如く兌換は停止されて居るから、この點からも華興券は特異の存在であつて、金銀の一定量目を以て規定したる正貨はないけれども、その保有する正貨準備なる外貨を以て、隨時無制限に兌換に應るのである。發券銀行としての華興商業銀行は制約された存在ではあるがその發行する華興券は現實に兌換に應るのである。されば、華興券につきて本質的なものを求むれば「兌換券」としての發行であり、それは維新政府より賦與せられた特權に基いて發行される。一般的なる強制通用力を有する點は蒙疆券或は聯銀券と趣を同じくするが、併し北支の通貨發行とは性格を異にするものであつて、北支の通貨は管理通貨として登場し、從つて兌換の請求には應じないものであるが華興券は隨時無制限の外貨兌換に應ずる開放的な通貨である。

而して其準備については蒙疆銀行或は中國聯合準備銀行の如き明文はないが、準備としては少くとも百分の六

テ之ヲ行ハシム
滿洲中央銀行法 第十四條 滿洲中央銀行ハ貨幣法ノ定ムル所ニ依リ貨幣ノ
製造及發行ヲ爲ス
蒙疆地域には滿洲國の如き貨幣法は未だないが 緊急通貨防衛令及び蒙疆銀行
條例に依據して現行通貨制度を確立す。臨時政府にも未だ貨幣法は設けられ

十を地金銀、外國貨幣、外貨預金、外貨證券、外國爲替にて保有するを要す、べき正貨準備、並に漸餘の百分の四十については商業手形其他確實なる有價證券にて保有するを要すべき保證準備の建前を採ることになつてゐる。もつとも當分は拂込濟資本金五千萬圓及び維持政府が拂込と共に無利息にて政府預金として提供したる一千萬圓の計六千萬圓中より發券高の十割以上の圓並に圓米通貨を含まざる外貨を以てする正貨準備を保持することにして居り、⁵⁾その發行及準備の狀況は毎月十五日及月末の數字を以て公表することになつてゐる。尙券面種類は差當り拾圓、五圓、壹圓(以上兌換券 貳角、壹角(以上輔幣券)の五種である。⁶⁾

因に十月末華興券流通高は兌換券三百十六萬三千圓、輔幣券二萬圓、計三百十八萬三千圓であつた。

二 貨幣ブロックと物資ブロック

北支の通貨金融工作は第一次的着手のものとしては蒙疆地域のものである。昭和十二年八月二十七日皇軍が張家口に入城して程なく當時の察哈爾商業錢局を繼承して九月四日察南銀行が設立せられ、同年十一月二十二日察南、晋北、蒙古三自治政府の連繫成るや同時に蒙疆銀行が設立され、十二月一日より開業さるるに至つた。蒙疆銀行は察南、晋北、蒙古聯盟地域の舊通貨を整理し蒙疆銀行券一元下の統一に邁進したものであり、他面外貨轉換性への考慮を拂ひ、蒙疆の重要物資を統制し、外貨を獲得し、資本の逃避を防止する等の貿易統制、爲替管理の對策も漸次強化するに至りしものであつた。

臨時政府管轄下に於ては該政府が昭和十二年十二月十四日に成立し中國聯合準備銀行が翌十三年三月十日に設

ない。
4) 蒙疆銀行條例第三條 中國聯合準備銀行條例第十二條
5) 今村忠男氏著、支那新通貨工作論 p. 355, p. 359
6) 華興商業銀行の某 p.p. 4-5

立され、通貨の統一、金融全權の確立を第一次的基礎問題として、その發行する中國聯合準備銀行券を以て唯一の國幣としてこれを新法幣とする立場に於て舊法幣の驅逐に努め、他面外貨の獲得のために爲替工作を強化して舊通貨の統一と所謂貿易通貨としての機能の完璧を期して今日に至つたのであつた。アインチツヒはこの間の事情を捉えて舊法幣排除の北支通貨工作を一石數鳥を狙つたものと批評し、蔣政權通貨に與へる打撃、現銀接受による準備の充實、舊法幣の全面的驅逐等を掲げ、結局、北支當局はその通貨工作について比較的充實せる基礎を建設し得るであらうが、外國銀行の支持があるや否やに右工作の成否を決するものありと見てゐる。⁷⁾ 兎に角北支の通貨金融工作は異常の苦心は拂つたが本格的軌道に乗りつつある。

蒙疆券と云ひ聯銀券と謂ひ、日圓に對する關聯に於ては金圓ブロックの一環をなすものであり、日滿支經濟ブロックの結成からすれば、中南支をもこの金圓ブロック中に包括すべきである。然し北支の通貨工作の進展は中國聯合準備銀行の執れる十四年七月十六日の爲替集中制度の全面的擴大によりて、北中支の關係は一應切斷されたこととなり圓ブロック結成上注意を惹起する所となつたのである。これは北支側に云はすれば聯銀券の育成のため止むなく到來せしめられた現象ではあつたが、北支當局が中支を圓ブロックの關係より除外（もつとも一時的辦法として日本財界において上海市場を圓ブロッグより除外する案も出たが、中支の對日貿易は依然圓ブロッグ圏内に置かれてあり、中支は物資の關聯に於ては日本とはブロック關係を絶たれた譯ではない）され通貨と物資の關係がらすれば北支は中支を第三國扱としたものである。そこで中支は金圓ブロックに参加し得るだけの條件を充すまでは、北支との關係に於ては通貨の運鑿は絶たれ、物資の交流は外國扱と同様になつたのである。

7) Paul Einzig, World Finance 1938-1939, p.p. 151-152

中支それ自體の通貨金融部面には十四年五月十六日華興商業銀行が開業するに至る以前既に法幣の流通市面には日本銀行券と軍票が進出して居たものであつた。今次事變の中支に波及したる昭和十二年八月以降軍事行動の進展と共に第一次に日銀券が擴大し、第二次には杭州灣敵前上陸によりて軍票が進出することとなり、華興券は第三次に中支通貨工作の一部面の役割を持つて登場したのである。而して大陸に在る圓紙幣の價值低落とこれが圓價維持のための對策が講ぜられたものであり、軍票につきては既に十三年末からは中支軍票一元の原則が樹てられ最近一段と強化され、從來上海のみを除外例とせし圓札流通の是認を改變し、上海をも軍票區に繰入れることになり、十四年十二月末までに完全に軍票一本に統一して、十五年一月一日よりは銀行が日銀券を受入するにつきても在上海財務官事務所の許可を要することとなつた。かくてその流通擴大と價值維持に對策上の重點を置きてこれが強化が講ぜられて行くのであつて、即ち軍票は或は日銀券回收に努め、更に法幣の流通面に擴大せんと進出するものではあるが、これ等は中支幣制問題に最後の解決を與ふる性格のものではなく、一般通貨としての役割を果し得る性能は狹隘であり、中支に於ける經過的なる對内通貨としての存在にとどまる。尙日銀券が日本に對する貿易決済に用ひらるるもこれも經過的の機能と見得るにとどまる。

されば中支通貨建設に乗出すべきものとしての要求は既に久しく、維新政府設立の十三年三月より約一年半を儼み抜いて十四年五月華興券の現出となつたのであるが、これとて未だ本格的に問題解決の性格を有せしものではなく、將來への育成に期待をかけられて堅實な道程を補強しつつ今進行中に屬するものである。而して華興券の出發は當時中支の物價機構が法幣の八片臺にある事實に鑑み、民衆に及す經濟生活の影響と舊法幣の低偽替機

8) 日銀券所有者は昭和十四年十二月三十一日までに銀行でこれを軍票に引替へること、昭和十四年十二月一日以後中支那においては從來日銀券をもつてされた決済はすべて軍票をもつてすることになつた。

能を考慮し一先づ舊法幣と等價として八片基準を以て出發することとなつたものであつた。従つて一志二片基準を以て連繫せる北支の新通貨を包攝せる金圓ブロックに對しては中支は華興商業銀行開業の五月十六日よりして獨自の立場を採つたわけであり、殊に前述の如く北支の爲替集中制擴大の七月十六日以降は北中支は一應切斷された形を呈することとなつた。もつとも北支としても既述の如く中支を第三國扱ひとしたるは北支經濟確立への過渡的手段であり、實質的には中南支へ無關心である筈のものではなく、中支當局としても華興券爲替基準を八片に置き、日銀券、軍票との兌換は原則的には行はざるものであり外面的には金圓ブロックの連繫は斷つては居るが、内面的には無縁の關聯なりとは云ひ得ざるものであり、又將來たとひ經過的には軍票と對立的關係を生ずる如きことありとも究局に於ては軍票は華興券への途を先づ開拓するものであり、かかる内面的連繫は當初より氣構えられたるものである。かくして日銀券及び軍票は對内的機能と對日本の關係に於て、華興券は對外的機能と從て第三國の關係に於て、ここに中支側としての通貨工作の進行が續行されることになつたと見得る。

これを北中支の關係に於て見れば、所謂金圓ブロックの建前に於ては中支は除外されたものであるから、北中支の金融流通を圖るためには爲替協定の問題を生ずべく、この南北爲替交流につきては既に、九月下旬の第六次聯合委員會において議決され、華興商業銀行が維新政府の命を受け具體的辦法を考究し、十二月中旬より開催の第七次聯合委員會に提出されることとなり、北支聯銀側と中支華興商銀側に於てその具體的交渉が進捗しつつあることが傳えられてゐる⁹⁾。その技術的措置には多々考究の餘地があるけれども一舉に飛躍して日滿支通貨ブロックの結成はむしろ避くべく條件の具備するを俟ちつつ漸進的態度を採るべきは言を俟たない所であらう。

9) 同問題は影響する所甚大なるにより、新中央政權への引續き事項として持越され第七次聯合委員會においては最後の決定を見ないであらうと觀測される。
(國際經濟週報十四年十一月十六日 p.44)

北支と中支の間は右の如き経過をたどりて北支新幣制庇護のためとして過渡的對策により一應切斷されたものであつたが、日本と中支との關聯はたとひ中支は金圓ブロックの一環を構成せずとも、物資の交流についてはブロック内に包括せらるべきであるから物資ブロックとでも稱すべき構成下には一環をなしてゐる。もつとも十四年二月中南支を圓ブロック圏より除外する意見が日本商工會議所や貿易振興協議會から提唱されたものであり、大體實業界側の意見の動向を示したものと見られたのであるが、それは將來長く圓ブロック除外論を採らんとするものではなく、過渡的の提案であり圓ブロックを完成するための辦法としての圓ブロック除外論であり、本邦からの輸出阻止を打壞し、外貨獲得を圖らんとするものであつた。それは「中南支においては出來る限り速かにこの通貨政策を確立すべきも差し當り法幣を現實通貨として利用すること」¹⁰⁾をもつて中南支に於ける圓ブロック貿易の解決策として表明されたものであり、それは生成過程下の東亞經濟の育成に當り、これが順序と方法とが大局的に考慮されるは當然であり、中支に於てはたとひ過渡的なるにせよ補強策が種々に考究されるべきと共にその性質上急なるを要するものがあつた。即ち中支の實狀は金圓ブロックに編入されてゐたといふ譯でもなく、又法幣を利用する方針が建つてゐた譯でもなく、新通貨策の確立まで取敢ず現實通貨たる法幣を利用せんとするものがあつた。やがて登場したる華興券は貿易金融に重點を置いたものではあつたが、その性質上金圓系通貨とは交換を直接に行はれないことになつてゐるのであり、華興券そのものの性能として圓ブロック貿易についてはこれに無關心なるものではないが、技術的立場よりして未だ適當の解決を與へたものではない。¹¹⁾

10) 日本商工會議所建議
11) 法幣之回顧與前瞻、經濟研究第一卷第一期 p. 140

三 政治的基調と經濟的基調

中華民國維新政府聲明書(五月一日)によれば華興商業銀行は「其ノ設立ノ趣旨ヨリシテ、純粹ナル經濟本位ノ商業銀行ニシテ、主トシテ貿易通商ニ付、金融ノ圓滑ヲ圖リ、以テ民衆ノ經濟的伴侶タラシメンコトヲ念願スルモノニシテ、本政府ハ本銀行ノ重大ナル使命ニ願ミ本銀行ヲシテ凡ユル政治的考慮乃至干涉ヨリ獨立セシメ其ノ健實ナル發展ヲ期スルモノナリ」として經濟的立場を強調され出發したものである。もつとも經濟的性格に重點を置きたるは中支の複雑なる實狀より貿易統制或は爲替管理等によるも勞多くて效少き配慮上より首肯し得る所ではあるが、政治的要素から離脱せることを全然支那新政權と無縁の存在として解すべきではなく、同行の性質上政治的に煩さることなき意味に於て政治的考慮乃至干涉が絶たれたるものなのである。

華興券には新法幣なる名稱を與へずとの希望がありし如く當局が新銀行券に期待する所は蒙疆銀行券、中國聯合準備銀行券のそれと異り對法幣策に重大なる差異がある。即ち華興券は圓と連繫せず、當分法幣と等價とし、外國爲替賣買を標榜して出發したものであり、この點に於て蒙疆券、聯銀券と全然異なる通貨金融工作への試みとして顯れたのであつた。蓋し中支の經濟實情は列國の利權が錯綜して居つて、滿洲、北支のそれとは比較にならぬ程の微妙なる國際關係に圍繞されて居り、又中支では通貨の對外價值が民衆生活と密接なる關係を有して居ることに基いて多分に顧慮せらるべき中支の國際性と貿易性を前提として維新政府より兌換券發行の特權を賦與されたる商業銀行が實現したものであり、維新政府を中心として舉出し得る外貨を以て小規模な發券を行ひ、小規

模を爲替業務を營み、漸進主義を以て中支の通貨制度を軌道に乗せて行かんとする所に出發點を求めたものであるから、統制通貨の創設を避けて經濟的機能に依據せしめたのである。

華興券は中支の特色に重點を置いて先づ貿易金融の疏通を眼目としたものであつて、華興商業銀行設立の主旨が中國聯合準備銀行の如く全面的に通貨金融の面目を一新して舊紙幣を解消せんとする建前と異なる。即ち大陸での通貨工作は北支に於ては政治的に創設されたる独自の統制通貨としての蒙疆券、聯銀券が内部的に出發して第一次に舊通貨の整理を行ひ、漸進的に外貨轉換性への完璧を企圖したものであるが、中支にては逆に第一次に外貨への連繫性を強調して貿易金融に出發したる云はば經濟的性能に根據を求め先づ所謂貿易通貨として出發したものである。¹²⁾それは中支金融の梗塞を緩慢ならしむる目的の下に占領地區土產買入に對する金融、輸出爲替の買入といふ如き外貨取得の見込可能なる向に業務を伸さんとするものであり、一面外貨獲得を期し、他面占領地區内の經濟復興を圖り、かくして華興券の流通を漸増し得んことを期待するものであつて、差當り國內通貨としてよりも貿易通商を助長して併せて舊法幣不安よりの民衆救濟につきて經營上の方針を求めたものである。從て發行されたる華興券については最低限度百分の六十の正貨準備を要求されてゐることは既述した通りであるが、當局としては當分は全額準備で進む方針を堅持して居り、その見返りに必要なる外貨は常に充分保有されて又保有を要すべき狀況に置かれて居るから華興券の放出についても其對價としての外貨取得乃至は外貨喪失防止に意を用ひたる仕組であつて外貨取得と關係なき貸出等は避けることになつてゐる。「即ち輸出前貸、外國爲替貸付、外國爲替又は外國貨幣の買入、外國送金爲替の支拂、華興券預金の拂出等に限ることゝなつて居り、從て發

12) 中支に於ては民國二十四年十一月の幣制改革以降、法幣によりて國內通貨の大部分は整理されつゝあつたものであり、この點に關する限り中支では土產の繁雜性は既に逐次解消しつゝあつたと云へる。

13) 吉田政治氏著最近の支那通貨事情 P.P. 144—145

行及回収量は増大しても流通残高の急増は當分望み難いかも知れぬが華興券の特徴が良く民衆の間に理解されるに從て其眞價に信頼が繋かれ發行一回轉の度毎に民衆の懐に藏せらるゝ量も漸増して來ることが期待される¹⁴⁾と華興商業銀行側は當初より流通高の加速度的増大を期待し難しと見てゐた。而して今日の流通高は十月末、兌換券、輔幣券合計して華幣三百十八萬三千圓であり、從て中支通貨問題の解決に未だ前途遑遠ではあるが創立當月五月末の二十萬圓に比すれば進展の跡を知ることが出来る。

華興券は既述の如く法幣を直接打倒せんと企圖せるものではなく、先づ法幣に便乘的態度を採つたものである。この建前を以て出發せる華興券は當初法幣と等價としたのであるが、元より終始法幣と運命を共にせんとするものではなく、法幣暴落の場合は独自の立場で法幣より離れて別個に價值標準を立てることにしてゐた。華興券は無制限に外貨兌換に應ずるとしたがその外貨兌換の爲替相場を當分舊法幣の市中相場に依ることとしたのであり、かくして華興券は舊法幣によりて得られると同額の外貨を提供することとしたものであり、それは又同時に舊法幣とも等價交換を許容することを要したのである。而して華興券による法幣との兌換は更に法幣を呈示して華興券を要求された場合にも押擴めらるるわけであるが前者は後者とは自ら異なる性格があるから成る可くこれに應ずる方針を採ると云ふことにしてあつた。法幣の事變後に於ける第一次の崩落は十二年の三月であり、一志二片臺を割りて六月から八月水準となつて十四年六月までこの八月臺を維持して來たものである。これが理由としては在外正貨の未だ豊富なりしこと、貿易上の順勢、或は華僑送金等が擧げられてゐるが、就中英國が五百萬磅の資金を提出し、蔣政權側支出の五百萬磅と合して一千萬磅を以て設定したる爲替安定資金に依存する所が大なる

14) 華興商業銀行の乘 p. 12

ものであつた。然るに爾後の戦争繼續は戦費の増大と戦費調達に必要なる輸入資金の獲得困難が増大せしことは戦果に徴して明らかであり、爲替安定資金の枯渇を繞つて、六月七日上海に於ける香上銀行が香港の法幣安定資金運用委員會の指示と稱する外貨賣止めを行ひ、實需向へ僅少に限りて賣り應ずることとなつて法幣は第二次の崩落を呈して六片臺になつた。法幣安定資金の激減によりてその對策として外貨の賣止めが行はれるに至りしとは必然の結果であり、蔣政權としては運用策の變更を餘儀なくせしめられたものではあるが固よりこの低落は中・南支の物價には直接の影響を齎すものであつた。法幣安定資金は經濟的理由によつて設定されたと稱する反面に政治的意味をも持つことは否定し難いものであつて、右の外貨賣止策は果して日本の對支經濟政策には妨害手段と見るべきものはないか、これなしとするも必然その波及する所に對する新政權側としての措置は必要となつて来る。¹⁵⁾當時北支に於ては聯銀券としては十二品目爲替集中制を全品目に擴大せんとしてゐた折柄であり外貨轉換性の完璧をここに期せんとしたものであつた。而して華興券としてはその機能を貿易金融に主力を置き出て發したものであり、たとひそれは法幣を驅逐するものではなく並行の關係において發行されたりとするも、法幣に代位し得ることは、法幣としては華興券への民衆の信頼が繋がる度を擴大することを脅威とせざるを得ないのであるから、華興券をして外貨獲得を困難ならしめんとしたる企圖の如何も問題として取上げられる。もつとも北支の聯銀券工作に對してはこの法幣低落は舊法幣對聯銀券の打歩を減率せしめてむしろ聯銀券の流通擴大上好結果を齎すものであつたが、更に北支の爲替工作の強化は考慮さるべき過程にあるのであり、舊法幣の低落は北支物資の中立流通に問題を深めるものであつた。

15) Einzig, *ibid.* p.p. 152-154.

而して華興券としては法幣側の外貨賣止めは華興券側の外貨獲得を困難ならしむるものであり、法幣の低落は華興券としては法幣連繫に考究を要するものとなる。法幣に連繫を繼續して行けば日本銀行券並に軍票との關聯における考慮を必要とすべく、法幣と絶縁すれば外貨獲得、上貨の輸出貿易上に影響を蒙るべく、又たとひ法幣と絶縁せざる追隨的態度に出づるとも香上銀行の賣相手制限の緩嚴如何は華興商業銀行をして外貨獲得を簡単に解決するものでもなかつた。華興券としては當初よりこの事態に遭遇することは豫期したることであり、終始法幣と運命を共にせざる方針の下に運用を開始されたものではあつたが、ここに岐路に際會し、どの程度まで法幣と歩調を同一にするかの方針確立の期に到達したのである。法幣の崩壊は遂に七月二十日華興券をしてその等價關係を絶つに至らしめ、華興券は對英六片を基準として依然自由に外國爲替を賣却することになつた。

四 關稅華興券建と物價華興券建

華興券の流通促進のためには當初から一般に強制通用力あるものとし、差當り海關稅を除く一切の公租公課は華興券を以て納付さすこととし、勿論民間の債務契約の履行、賣買取引に於ても華興券を使用すべしとし之が流通を阻害するが如き行爲を敢てするものには非常時期財政經濟擾亂取締條例等によつて處罰することになつてゐた。¹⁶⁾併し乍ら徐ろに流通市面への浸透をもつて工作の基調としたものであり、又中文の實情は華興券の進出を容易に促進せしむるものでもなく租稅納付¹⁷⁾についても僅かに通行證の手數料納入に實施せられてゐるに過ぎないとのことであつた。將來徵稅に華興券納入の促進策が講ぜらるるは當然の要求であるが、十四年九月一日より關稅

16) 民國二十八年五月一日華興商業銀行券使用ニ關シ民衆ニ對スル財政部布告參照
17) 華興商業銀行とその批判評論第四卷第六號 p.p. 35—36參照
法幣之回顧與前瞻 前掲 p.p. 144—145

徴収に華興券納入が實施されたことについて華興券の流通擴大の事實と流通促進の機能を見ることが出来る。法幣の崩落は徴稅當局の側から見る時は收入稅額が實質的にはそれだけ收入減となり、殊に關稅に於てはこれが收入減の影響は甚大なるものあり、外貨擔保としての關稅收入の確保はその意義大なるものがある。従て法幣が低落して法幣管理銀行が銀行間の外貨賣を停止するに於ては當局としては關稅受入についての法幣の措置に對策急なるものを覺ゆるに至つた。而して逆に納稅者側より見る時は、法幣建を華興券建に切替えられたとすれば、その市中相場による時は法幣低落率の差額だけ増稅された結果となる。従て法幣使用者の納稅額は法幣爲替相場の變動に伴つて動搖すべき不安定なものとなるのであるが、租稅法幣納入が新政權の強大を加ふるに伴れ華興券納入に切替らるるは當然の道程であり、それは華興券の地位を確立せしめ華興券の流通を擴大せしむることになる。かくして關稅徴収に華興券納入が實施されたことについて華興券の流通面擴大と華興券の流通促進は概括的に見ても、關稅納入に用ひらるるだけ流通面を擴大する傾向を濃厚にするものであり、具體的に見れば法幣漸落の傾向に於ては華興券へ事前に於て交換して納稅するの傾向を醸成する筈である。更に華興券と舊法幣とについての換算率は必ずしも市場の率と同一ではなく、多少乍ら華興券に有利となつて居り、華興券の流通促進の一助にもとの意向を識るのである。而してこの華興券をもつてする關稅納入は一面關稅率の實質的變更を齎し、從量稅については凡そ五割の引上、從價稅については一部は五割程度の引上であるが一部には同程度の引下と云ふことになつた。かくて九月一日より上海海關では華興券建による關稅徴収が實施されたのであるが、八月三十一日海關監督李健南布告によれば

政府命令ニヨリ九月一日以降海關金單位券及び同小切手ニヨリ關稅納入ハ受理セズ總テノ關稅及び諸收入ハ華興券又ハ法幣ニヨリ納入スベシ、海關金單位ニハ變更ナキモ當地通貨ノ對英六片ヲ限度トスル下落ハ考慮ニ容レラレザルモノトス、即チ徵稅換算率ハ當地通貨價值ガ六片以下トナル迄ハ變更ナク右以下トナル時ハ六片及び市場相場トノ差額ニ相當スル調整ヲナスベキモノトス、海關金單位ト華興券及舊法幣トノ換算率及ビ華興券ト舊法幣トノ換算率ハ毎日海關ニ公示ス

といふことになつてゐる。右によれば

(一)海關の收入には海關金單位券及び同小切手は停止されて、華興券をもつて納入せしむる、但し一定の換算率に於て計算されたる法幣をもつてする納入も出来る。

(二)輸出稅轉口稅等法幣建で徵收して居たものは従前通りとして變更は加えられなかつたが華興券納入の場合ハ公示換算率により差額だけの割引となる。

(三)輸入稅は海關金單位建であつて、この部門に於て實質的修正が生じたわけである。關稅支拂につき海關金單位を換算するには最低六片の價值を有する通貨單位を採用する。¹⁸⁾

かくして關稅が華興券納入となることによつて、當局は一面海關收入の確保を期し他面華興券の流通促進を圖り得るわけであるが、輸出稅については華興券納入は法幣との比率だけ割安となり、輸入稅については法幣納入は華興券との比率だけ増稅となつたわけであり、要するに華興券と法幣の比率だけ華興券が有利となつたわけである。而して海關金單位建即ち輸入稅については海關金單位を英貨建相場に換算する方法は從來と同様であり、その算出された英貨建相場から華興券相場を算出するには急に高率關稅となるを慮り舊法幣の法定率なりし一志二片半が採られるのであつて、舊法幣が六片(華興券の對英相場)までの下落は差損の追加徵收はなく、舊法幣が六片以下になつた時に現實相場と六片との差額が追加徵收せられ、假に法幣が六片以上になつた時はその現實の相場を採り、六片にて打切となるものではない。而して海關公示の華興券と舊法幣との換算率は華興券と舊法幣と

18) 民國二十八年八月三十一日稅關內部命令參照

の市中相場より多少乍ら華興券に有利とすることになつてゐるから、この角度からも既述の如く華興券の流通が促進されるわけである。

次に右の輸入税の華興券納入が實施された結果、關稅率の實質的變更が齎されたものであつて從量税の全般的引上、從價税の中第三國品への引上、日本品への引下となつたが、これは殊更第三國品に不利に日本品に有利なるべき計算法が執られたものではなく、從來の不當なる算出の修正に基くものであるから一應こゝに海關の課稅價格の算出についてこの點を把握して置きたゞ。

先づ海關金單位の換算は倫敦金塊相場と上海の對英爲替相場から算出される。

即ち海關金單位純金〇、六〇一八六六五をオンス建倫敦金塊相場に換算するには次の恒數〇、一九三五を用ひる。

$$\text{倫敦金塊相場} \times \frac{0.601866 \text{ グラマ}}{480 \text{ グラム}} \times 0.064798918 \text{ グラマ}$$

倫敦金塊相場 $\times 0.1935 =$ 海關金單位に對する英鎊

右を舊法幣の對英相場たりし一志二片半で除す時海關金單位と舊法幣の換算率が算出されることになる。(現實には銀行のマイジンが加算される) 而して華興券は舊法幣の從來の法定相場たりし一志二片半で計算するから右がそのまま、海關金單位と華興券の換算率となる。この場合華興券と法幣との換算率は市中相場を基礎として華興券に若干の有利性を持たして、法幣で納稅するよりも華興券で納稅する機運を醸成し、華興券の流通促進を圖る仕組みになつてゐること及び華興券の現實の對英爲替相場六片を用ひずして一志二片半を基準として右の海關金單位と華興券の換算率を算出したのは一舉に高率關稅となるを避けて先きに釘付されたる舊法幣の法定換算率一志二片半を踏襲したるものなることは既に觸れた所である。従つて納稅額に變動を生ずるのは華興券と舊法幣との換算率による差額だけ法幣を以て納稅する者に増稅となるわけであり、かくして今次關稅を華興券納入に變更したることにより法幣崩落による關稅收入の實質的減少防止と華興券流通の擴大を實效あらしめんとしたのであつた。かく修正されることにより例へば舊法幣を四片とせば華興券の六片に比し五割方の關稅引上となる。

かくして華興券納入に改められることによつて從量税についても從價税についても共に五割の増徴となるが、從價税について

例外として圓建課稅價格算定方法の變化は日本品に引下となつたのであるが、これは同時に法幣建についても傾向を同じくするものである。右は従來「法定相場」によつてゐたものを即ち法幣については一志二片半を圓については一志二片を夫々「市場相場」によることに改められた結果、華興券納入による増徴があつても、圓並に法幣建従價品目には減稅が大幅に行はれることとなつたのである。九月一日の相場並換率を以て計算の一斑を見るに次の如くである。

法幣對英市場相場	1元=8.321片
法幣對日市場相場	100元=84圓
棉關金單位換算率	100磅=650.658金單位(1片=0.0271金單位)
同	上 100圓=37.920金單位

1金單位=2.582華興券(従前の法幣率)
 1金單位=3.925法幣
 1華興券=1.55法幣

英國品

改正前計算式 $(100元 \times 3 \frac{3}{32} 片) \times 0.0271 金單位 \times 0.1 \times 2.582 元 = 2.73 元$
 改正後計算式 $(100元 \times 3 \frac{3}{32} 片) \times 0.0271 金單位 \times 0.1 \times 3.925 元 = 4.23 元$
 $(4.23 元 - 2.73 元) \div 2.73 元 = 0.55 \dots \dots \dots$ 引上

日本品

改正前計算式 $(84圓 \times 0.379 金單位) \times 0.1 \times 2.582 元 = 8.07 元$
 改正後計算式 $(100元 \times 3 \frac{3}{32} 片) \times 0.0271 金單位 \times 0.1 \times 3.925 元 = 4.23 元$
 $(8.07 元 - 4.23 元) \div 8.07 元 = 0.48 \dots \dots \dots$ 引下

かくして英國品も日本品も同様の地位に修正をれ得たわけであり、法幣下落と法定相場の据置からして第三國は關稅の實質的減少となつてゐた場合圓價低落により日本品は均霑し得ざりし不均衡の改正が行はれたのであつて、第三國に對して殊更増徴が行はれたものではなからう。

なほ今次の改正に際し中央銀行は自ら撤退することとなり、横濱正金銀行は従來の關稅の保管のみならず新に關稅の徵收事務

19) 民國二十八年九月一日稅關鑑定課稅書は外貨建の場合、法幣建の場合及圓建の場合につき該課の職員心得として規定す。

も中央銀行に代りて當ることになった。²⁰⁾

華興券はこれが公租公課の受入に於ても右の如く發展過程を辿つて來たが、元來華興券は中文の金融梗塞を緩和し支民衆を金融不安より救済せんとするものであり、それには單なる金融梗塞の緩和と云ふよりも更に前進してこれが打開を有效ならしむべく、先づ貿易金融に主力を置いて出發した。從て舊法幣への便乘的立場はその安定性ある限りに於て意義を有したものであるが、舊法幣の崩壞に際會するに至らば華興券は独自の立場を採るを要せしは舊法幣不安より民衆の救済上必要なると共に華興券そのもののためにも當然考慮を拂はざるを得なかつたのである。かかる場合華興券による物價基準の安定への要求が必然惹起して來るものであり、かくして華興券は健全なる通貨制度樹立への基礎付を鞏固にし一步一步その完全に近づき得るものとなるのであるがこれが對策上の考慮は向後に於て益々強化されなくてはならない。

アインチツヒは今次事變を日本は何故に *Sino-Japanese war* を呼ばずして *Incident* と稱すかとして、事實をそのありのままに表言せざる *Legal fiction* の態度はやがては歐羅巴の戰爭に關してもその金融財政文獻に於て「戰爭」の代りに「事變」なる言葉が一般化されるであらうと批判的に述べてゐるが、吾人は日支戰爭と云はず又日支事變とも用ひずして支那事變と稱する。これが詮索につきては今次事變の意義を明にするによりて應酬され得るであらうが、宣戰の布告なきこの支那事變は講和なしに終結するであらう。然しそれは片着かざるままに放置されるのではなくして、片着かないのが片着いて行きつつあるのであり、華興券はこの將來に道義的根底に經濟的實利を機能としてそれ自身の進路を開拓して行かなければならないのである。

20) 華興券による關稅納稅の意義 鮮滿支財界彙報昭和十四年十月號 p.p. 55—56
大賀愨治氏上海稅關の關稅華興券建に就て 財政昭和十四年十一月號 p.p. 89—

21) Einzig, *ibid.* p. 146.